

## ノバイ領事出張サービス（５月６日（水））の実施延期

２０２０年４月８日

在デトロイト日本国総領事館

○５月６日（水）に予定していたノバイ市での領事出張サービスを延期いたします。  
○６月以降のミシガン州、及び、オハイオ州での領事出張サービスについては、今後の状況等を考慮した上で、実施時期及び形態等を検討いたします。

１ ５月６日（水）ノバイ市で予定していた領事出張サービスの実施延期について  
（１）新型コロナウイルスの感染拡大に対し、ミシガン州では、３月２３日に非常事態宣言が発出されて以降、多数の人が集まる集会・行事等を禁止するなどの様々な措置が講じられています。昨日（４月７日）には、ミシガン州議会にて非常事態宣言及び災害宣言の延長が採択されました。

こうした中、在留邦人の皆様の感染防止、及び、安全を考慮し、５月６日（水）に予定していましたノバイ市での領事出張サービスの実施を延期させて頂くことと致しました。在留邦人の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（２）デトロイト総領事館では、現在も、「月、水、金の週３日間（予約制）」、領事窓口業務を続けております。詳しくは当館ホームページをご覧ください。

<https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/files/100042581.pdf>

また、出生届・婚姻届などの戸籍に係る届け出や、出生証明書、婚姻証明書、旅券所持証明、公的年金・恩給の受給手続きのための在留証明などについては、郵便での届け出・申請が可能となっていますので、詳しくは当館ホームページをご確認ください。  
[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html)

もし何かご不明なことがありましたら、当館までお問い合わせください。

（電話番号）３１３－５６７－０１２０（代表）

- ・パスポートの場合 内線（２１６）
- ・戸籍届出、証明の場合 内線（２１３）

２ ６月以降のミシガン州、及びオハイオ州における領事出張サービスについて  
今後の状況の進展を考慮しつつ、日程及び実施形態等について検討しております。具体的な予定が確定し次第、当館ホームページ及び領事メールにてお知らせいたします。

3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死者数（州政府発表：4月8日午後3時現在）（括弧内は前日比）

（1）ミシガン州：感染数 20,346 人（+1,376），死者数 959 人（+114）

（2）オハイオ州：感染数 5,148 人（+366），死者数 193 人（+26）

なお、ミシガン州、オハイオ州の累計、日計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しています。

[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在デトロイト日本国総領事館（管轄地域・ミシガン州、オハイオ州）

ホームページ：[https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243, U.S.A.

電話：313-567-0120（代表） Fax：313-567-0274